(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入事業費補助金の交付 について、高岡市補助金等交付規則(平成17年高岡市規則第32号)に定めるもののほか、 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「再生可能エネルギー導入事業」とは、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和4年3月30日環政計発第2203301号)第3条第2号に規定するものであって、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国要領」という。)別紙1地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業(脱炭素先行地域づくり事業)2のア(ア)中「太陽光発電設備」及びイ(エ)中「蓄電池」に規定する事業をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 脱炭素先行地域に選定された別紙に指定する範囲の対象地域の民生部門において 別表1に掲げる対象事業を行う者であること。
 - (2) 高岡市暴力団排除条例(平成24年条例第12号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (3) 市税に滞納がないこと。
 - (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助対象経費等)

- 第4条 補助金の対象となる設備、補助要件、補助率及び経費は、別表1のとおりとする。
- 2 前項の規定により、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件等)

- 第5条 補助金の交付条件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 脱炭素先行地域の目的の達成のために必要な事業であること。
 - (2) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
 - (3) 各種法令等に遵守した設備であること。
 - (4) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
 - (5) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排 出削減効果についてJ—クレジット制度への登録を行わないこと。
 - (6) 整備する設備に係る調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率等は当該設備整備の交付率等と同じとする。
 - (7) 対象設備について、設置又は工事の施工をすること。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業に着手する前に高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
 - (1) 見積書の写し
 - (2) 仕様書又はカタログの写し
 - (3) 事業対象箇所の配置図及び写真
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、補助金の交付の申請に当たり、対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請するものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

(決定の通知)

- 第8条 市長は前項の交付決定をしたときは、高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー 導入事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更、中止若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないときは、高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

(変更後の交付決定)

- 第10条 市長は、前条の規定により変更、中止又は廃止の申請があった場合は、速やかに その内容を審査し、適当と認めたときは、高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導 入事業費補助金変更(中止・廃止)通知書(様式第4号)により通知するものとする。 (状況報告等)
- 第11条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

(実績報告)

- 第12条 交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助事業が完了 した日の属する年度の2月14日のいずれか早い日までに、高岡市脱炭素先行地域再生可 能エネルギー導入事業費補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。) に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 領収書の写し
 - (2) 契約書の写し
 - (3) 保証書、納品書又は出荷証明書等、新品の機器を設置したことが確認できる書類

- (4) 工事後の配置図及び写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、 適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、高岡市脱炭素先行地域再生可能エネル ギー導入事業費補助金確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとす る。

(補助金の交付請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとすると きは、請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

- 第15条 市長は、前条第1項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。 (交付決定の取消等)
- 第16条 市長は、補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第4号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。
 - (1) 交付決定者が、法令等又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わない場合
 - (2) 交付決定者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 交付決定者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、事業の全部又は 一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行するこ とができない場合(交付決定者の責に帰すべき事情による場合を除く。)
- 2 市長は、前項の規定により交付決定額を減ずる決定をした場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずることができる。 (関係書類の保管)
- 第17条 交付決定者は、当該補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間)を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき保管するべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(対象設備の管理)

- 第18条 対象設備等の設置等をした交付決定者は、その対象設備等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理し、補助金の交付の目的に従いその適正な運用を図らなければならない。
- 2 前条に定める処分制限期間を経過するまで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)を行ってはならない。

(データ等の提供協力)

第19条 補助金の交付を受けた者は、市長が太陽光発電に関する発電電力量等のデータの

提供その他の報告及び太陽光発電などの再生可能エネルギーに関する調査を求めた場合は、協力しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月30日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日に限り、その効力を失う。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。

別表1 (第4条関係)

対象事業	対象設備	補助要件	補助率	対象経費
国要領別紙1の	太陽光発電設備	国要領別紙1の交付要	3分の2	国要領別表第1
2アに規定する		件のとおり。		のとおり
再エネ設備整備		ただし、太陽光発電設		
		備の設備費及び設置工		
		事費の合計額の発電出		
		力(キロワットを単位		
		とし、太陽電池モジュ		
		ールの日本産業規格等		
		に基づく公称最大出力		
		の合計値とパワーコン		
		ディショナーの定格出		
		力合計値のいずれか低		
		い方をいい、小数点以		
		下を切り捨てる。)の1		
		キロワット当たりの単		
		価が 350,000円未満で		
		あるもの。		
国要領別紙1の	蓄電池	国要領別紙1の交付要		
2イに規定する		件のとおり。		
基盤インフラ整		ただし、定格容量1キ		
備		ロワットアワー当たり		
		の単価が200,000円未		
		満であるもの。		

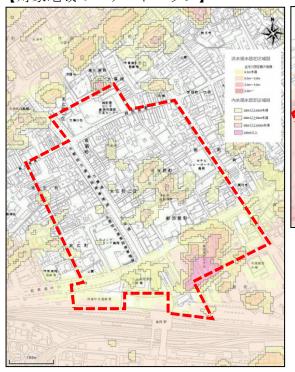
別紙

【対象地域の航空写真】





【対象地域のハザードマップ】





高岡市長 あて

申請者 住 所 氏 名 連絡先TEL

高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入事業費補助金交付申請書

高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

対象事業の実施 場所住所	高岡市			
補助金申請額	金		円	
事業着手日	年	月	日	
事業完了日	年	月	Ħ	
税情報の確認に 関する同意	どちらかにチェッ	クしてく	ください (例 ☑	i)
	私は、補助金の交 私(申請者)の称			認のため、高岡市が保有する
	□ 同意します。		□ 同意しま [*]	せん。

関係書類

- •補助金算定表(別紙1)
- · 誓約書 (別紙 2)
- その他関係書類

(円)

						(円)
対象事業	① 事業費 (税込)	② うち、 消費税額	③ (①-②) 事業費(税抜)	④ 太陽光発電設備 の発電出力/蓄 電池の定格容量	⑤ (③/④) 1 KW/1KWh あたりの設 置費用	⑥ ⑤<350,000円/ ⑤<200,000円
例:太陽光 発電設備	1, 155, 000	105, 000	1, 050, 000	5. 25KW	200, 000	適
計						

誓 約 書

年 月 日

高岡市長 あて

申請者 住 所 氏 名 連絡先TEL

高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入事業費補助金を利用し、対象設備を設置するにあたり、下記に従い設置することを誓約します。

- 1 太陽光発電設備を設置する際は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又は、FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- 2 蓄電池を設置する際は、再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電 するものであり、平時において放充電を繰り返すことを前提とした設備とし、停電時 のみ利用する非常用予備電源でないこと。
- 3 太陽光発電に関する発電電力量等のデータの提供その他の報告及び太陽光発電など の再生可能エネルギーに関する調査を求めた場合は、提供に協力すること。
- 4 上記事項に反した場合は、交付の取消し、若しくは補助金が交付されているときは、 当該補助金の返還に応じるものとする。

高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請 書

年 月 日

高岡市長 あて

申請者 住 所 氏 名 連絡先TEL

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定を受けた 高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入事業費補助金について、申請の内容を下記 のとおり変更(中止・廃止)したいので、高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入 事業費補助金要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更(中止・廃止)の理由

1	変更後交付申請額	金			円
	既交付決定額	金			円
	差引交付申請額	金			円
2	事業着手予定期日 (変更)	2	年	月	日
3	事業完了予定期日 (変更)	2	年	月	日

※変更の具体的な内容が分かる書類を添付すること。

(添付書類)

補助金算定表等

その他関係書類

高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入事業費補助金実績報告書

年 月 日

高岡市長 あて

申請者 住 所 氏 名 連絡先TEL

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定を受けた高岡市 脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入事業費補助金設備の設置等が完了したので、高岡 市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱第12条の規定により報告 します。

記

補助金交付実績額	金		円	
事業着手日	年	月	日	
事業完了日	年	月	日	
以下は契約形態がリースであるときのみ記載	裁			
補助金充当前のリース料等の総額(A)			円//	月額
補助金充当後のリース料等の総額 (B)			円/	月額
差額 (=A-B)				円
以下は契約形態がPPAであるときのみ記載				
法定耐用年数の自家消費想定量(C)				kWh
補助金充当前のサービス単価(D)			円/	/kWh
補助金充当後のサービス単価(E)			円/	/kWh
サービス控除料(=(C)×(D-E))				円

高岡市指令	<u>^-</u>	
	第	7

住所

氏名 様

高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー 導入事業費補助金については、高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入事業費補助 金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付決定したので通知する。

年 月 日

高岡市長即

- 1 補助金の金額 金 円
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金の交付条件

住所

氏名 様

高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入事業費補助金変更(中止・廃止)通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入事業費補助金については、(年 月 日付け変更(中止・廃止)申請に基づき審査した結果、)次のとおり変更(中止・廃止)することを承認(決定)したので、高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

年 月 日

高岡市長即

- 1 補助金の名称 高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入事業費補助金
- 2 補助金の変更(中止・廃止)の承認内容

内 容	変更前	変更後

3 補助金の変更(中止・廃止)の条件

住所

氏名 様

高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入事業費補助金交付額確定通知書

年月日付け第号で交付決定した高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入事業費補助金については、年月日付け実績報告に基づき審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので、高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

年 月 日

高岡市長即

- 1 補助金の確定額 金 円
- 2 補助金の決定通知済額

金円

高岡市長 あて

住 所

氏 名

補助金交付請求書兼振込依頼書

金	円	

高岡市脱炭素先行地域再生可能エネルギー導入事業費補助金を上記のとおり請求します。

また高岡市から受ける補助金については下記口座に振込み願います。

振	金融機関名及び 本・支店名	銀行·信用金庫·信用組合·農協 本·支店·出張所
込	預金の種類及び 口座番号	普 通 口座番号 当 座
先	フリガナ	
	口座名義人	

※ 添付書類 口座番号及び口座名義人の確認できる書類 (通帳表紙の裏面など) の写し